

○国土交通省告示第四百四十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年三月一日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道12号改築工事（北1条東歩道拡幅・北海道札幌市中央区北1条東1丁目地内から同区北1条東5丁目地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 北海道札幌市中央区北1条東1丁目、北1条東2丁目、北1条東3丁目、北1条東4丁目、北1条東5丁目、大通東1丁目、大通東2丁目、大通東3丁目、大通東4丁目及び大通東5丁目地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道札幌市中央区北1条東1丁目地内から同区北1条東7丁目地内までの延長840mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道12号改築工事（北1条東歩道拡幅）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道12号（以下「本路線」という。）は、北海道札幌市を起点とし、江別市、岩見沢市、美唄市、砂川市、滝川市、深川市等を経由して旭川市に至る延長約156.9kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、複数の停留所を有するバス路線であるとともに、沿線には、大規模商業施設、病院、学校等が連たんしていることから、地域住民の買い物、通院、通学等に広く利用されている。また、歩行者及び自転車（以下「歩行者等」という。）の交通量が多い区間であることから、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づき札幌市が策定した「新・札幌市バリアフリー基本構想」（平成27年3月）において、主要生活関連経路等として位置付けられており、高齢者等の交通においても配慮を要する重要な区間とされている。

しかしながら、現道は、歩行者等の交通量が多いにもかかわらず、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める自転車歩行者道の幅員を満たしておらず、歩行者等は、路肩や車道の通行を余儀なくされ、交通事故も発生していることから、歩行者等の安全かつ円滑な通行の確保に支障をきたしている状況にある。

本件事業の完成により、道路構造令に定める幅員を有した自転車歩行者道が整備されることから、歩行者等の安全かつ円滑な通行の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成27年7月に任意で建設機械の稼働に係る大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても法令により定められた基準等を満足するとされている。

また、同調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動植物については学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）は確認されておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき種は確認されていない。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）によ

る周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は、札幌市教育委員会と協議を行い、今後、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、歩行者等の安全かつ円滑な通行を確保することを主な目的として、道路構造令による第4種第1級の規格に基づき、自転車歩行者道を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和27年7月8日に都市計画決定され、平成18年3月3日に変更決定された都市計画と、一部交差点の隅切り部を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、自転車歩行者道の幅員が狭小なため、歩行者等は、路肩や車道の通行を余儀なくされ、交通事故も発生しているなど、歩行者等の安全かつ円滑な通行空間の確保を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、千歳市長を会長とする北海道石狩地方開発促進期成会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 北海道札幌市中央区役所